

# 身体汚染が発生した場合の措置に関するガイドラインの策定と拠点要領への反映について

平成 30 年 1 月 16 日

日本原子力研究開発機構

## 1. 目的

大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染事故を踏まえ、放射性物質等による身体汚染が発生した場合の措置について、原子力機構共通の基本的な考え方及び留意点を示し、施設や放射性物質等の取扱いの状況等に応じた各拠点での管理要領等の参考に資することを目的とする。

## 2. 概要

ガイドラインでは、本事故の対策を基に、原子力機構共通の基本的な考え方及び留意点として、主に以下の項目について示す。

- (1) 汚染エリアからの退出に関する事項
- (2) 身体が汚染した者の除染に関する事項
- (3) 身体汚染の測定に関する事項
- (4) 平常時の措置（緊急用資機材の維持管理及び教育訓練）

身体汚染が発生した場合の措置に関し、ガイドラインで示す主な内容は以下のとおりである。

- ・基本原則（人命の尊重、内部被ばくの拡大防止、汚染拡大防止）を踏まえた対応について
- ・汚染エリアからの退出について、汚染等の状況による内部被ばく及び汚染拡大の防止のための措置
- ・身体が汚染した者の除染について、除染開始前の準備、実施体制の確認、除染の手順等
- ・身体汚染の測定について、サーベイメータの測定方法、除染前後の測定、測定記録等
- ・呼吸保護具、身体除染キット等の緊急用資機材の維持管理等

以 上